

# 水道料金の 基本料金が免除になります

長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、国際的な情勢の変化による原油・物価の高騰が続いている状況を受け、町民皆さんの生活への影響緩和に向けた緊急対策として、水道料金の基本料金免除を実施いたします。

## 対象期間

【東山・大浜・万代・栄】

**令和4年11月検針分（10・11月分）**

【高台・大和・御崎・清住・相生・宮園・野東・敷島内】

**令和4年12月検針分（11・12月分）**

## 対象者・免除額・申請手続

①対象者 ⇒ **すべての水道使用者**  
(臨時用、船舶用、公共施設を除く)

②免除額 ⇒ **水道料金の基本料金分**

**家事用** 2カ月で4,220円

**業務用、団体用、浴場用** 2カ月で5,620円

**工業用** 2カ月で28,160円

※水道料金の超過料金分、メーター使用料、  
下水道使用料は、免除となりません。

③申請手続 ⇒ **不要**

※後日、免除後の料金等で納入通知書を送付します。  
(納付額が0円となった方には、送付されません。)

※口座振替を利用している方は、免除後の料金等  
が引き落とされます。

## 上下水道使用水量料金等のお知らせ

令和4年10,11月 検針日 令和4年 月 日

住所

氏名

様

使用者番号

用途 家事用

請求予定額	8,684 円
(内訳)	
水道料金	4,220 円
メーター使用料	900 円
下水道使用料	3,564 円

今回の指針	607 m <sup>3</sup>
前回の指針	589 m <sup>3</sup>
今回の使用水量	18 m <sup>3</sup>
(メーター取替までの使用水量 ***** m <sup>3</sup> が含まれます)	
参考情報	
前月の使用水量	48 m <sup>3</sup>
前年同月の使用水量	41 m <sup>3</sup>

通信欄

- 口座振替をご利用の方は、翌月25日に指定の口座から振替させていただきます。
- 自主納付の方には、月末に納入通知書を送付しますので、納期限までにお支払いください。
- このお知らせ票で集金することはありません。

※検針票に記載されている請求予定額で、  
水道料金のうち基本料金分が免除となります。

◎新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により、水道料金等のお支払いが困難な方は、お支払い方法（分割納付）についてのご相談を受け付けております。  
その他ご不明な点がございましたら、お問合せください。